

新旧対照表（抄）

○ 中央区事務手数料条例（昭和三十三年三月中央区条例第八号）

新				旧			
別表（第五条の二関係） 二 福祉保健手数料				別表（第五条の二関係） 二 福祉保健手数料			
法令	事務	額	特記事項	法令	事務	額	特記事項
介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の部（略） 障害者一の項（略） の日常一 第五条第十九項の規 生活及 定に基づく計画相談支に規定する主務大臣が定ス提供 び社会 援の提供 生活を 総合的 に支援 するた めの法 律（平 成十七 年法律 第二百 二十三 号）				介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の部（略） 障害者一の項（略） の日常一 第五条第十八項の規 生活及 定に基づく計画相談支に規定する主務大臣が定ス提供 び社会 援の提供 生活を 総合的 に支援 するた めの法 律（平 成十七 年法律 第二百 二十三 号）			
食品衛生法（昭和二十二年法律第二百二十三号）の部から動物質				食品衛生法（昭和二十二年法律第二百二十三号）の部から動物質			
の日常一 第五条第十九項の規 生活及 定に基づく計画相談支に規定する主務大臣が定ス提供 び社会 援の提供 生活を 総合的 に支援 するた めの法 律（平 成十七 年法律 第二百 二十三 号） 費の額（その額が現に長が定 当該計画相談支援に要しめる時 た費用の額を超えるとき期に徴 は、当該現に計画相談支収す 援に要した費用の額）る。				の日常一 第五条第十八項の規 生活及 定に基づく計画相談支に規定する主務大臣が定ス提供 び社会 援の提供 生活を 総合的 に支援 するた めの法 律（平 成十七 年法律 第二百 二十三 号） 費の額（その額が現に長が定 当該計画相談支援に要しめる時 た費用の額を超えるとき期に徴 は、当該現に計画相談支収す 援に要した費用の額）る。			

新	原料の運搬等に関する条例（昭和三十三年東京都条例第三号）の 部まで（略）	備考（略）
旧	原料の運搬等に関する条例（昭和三十三年東京都条例第三号）の 部まで（略）	備考（略）

新旧対照表（抄）

○ 中央区立福祉センター条例（昭和五十七年十月中央区条例第三十三号）

新	旧
（事業） 第三条 福祉センターは、前条第一項の設置目的を達成するため、次の事業を行う。 - 一 心身障害者に対する相談及び講習・講座に関すること。 - 二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第五条第七項に規定する生活介護に関すること。 - 三 法第五条第二十七項に規定する移動支援事業（車両の巡回による心身障害者の送迎支援に限る。）に関すること。 - 四 法第五条第二十八項に規定する地域活動支援センター（心身障害者を対象とする事業に係る部分に限る。）に関すること。 - 五 法第五条第十五項に規定する就労継続支援に関すること。 - 六 法第五条第二十項に規定する基本相談支援及び同条第十九項に規定する計画相談支援に関すること。 - 七 法第七十七条の二第一項に規定する基幹相談支援センター（以下「基幹相談支援センター」という。）に関すること。 - 八 授産に関すること（第五号に掲げる事業を除く。）。 - 九 内職のあつせんに関すること。 - 十 集会等のための施設（以下「集会施設」という。）の提供	（事業） 第三条 福祉センターは、前条第一項の設置目的を達成するため、次の事業を行う。 - 一 心身障害者に対する相談及び講習・講座に関すること。 - 二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第五条第七項に規定する生活介護に関すること。 - 三 法第五条第二十六項に規定する移動支援事業（車両の巡回による心身障害者の送迎支援に限る。）に関すること。 - 四 法第五条第二十七項に規定する地域活動支援センター（心身障害者を対象とする事業に係る部分に限る。）に関すること。 - 五 法第五条第十四項に規定する就労継続支援に関すること。 - 六 法第五条第十九項に規定する基本相談支援及び同条第十八項に規定する計画相談支援に関すること。 - 七 法第七十七条の二第一項に規定する基幹相談支援センター（以下「基幹相談支援センター」という。）に関すること。 - 八 授産に関すること（第五号に掲げる事業を除く。）。 - 九 内職のあつせんに関すること。 - 十 集会等のための施設（以下「集会施設」という。）の提供

新	十一 前各号に掲げるもののほか、 区長が必要と認める事業 に関する事。
旧	十一 前各号に掲げるもののほか、 区長が必要と認める事業 に関する事。

新旧対照表（抄）

○ 中央区立知的障害者グループホーム条例（平成四年三月中央区条例第七号）

新	旧
（事業） 第三条 グループホームは、前条第一項に規定する設置目的を達成するため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）<u>第五条第十八項</u>に規定する共同生活援助（以下「共同生活援助」という。）に関するものを行う。	（事業） 第三条 グループホームは、前条第一項に規定する設置目的を達成するため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）<u>第五条第十七項</u>に規定する共同生活援助（以下「共同生活援助」という。）に関するものを行う。

新旧対照表（抄）

○ 中央区立知的障害者生活支援施設条例（平成十六年三月中央区条例第五号）

新	旧
（事業） 第三条 知的障害者支援施設は、前条第一項に規定する設置目的を達成するため、次の事業を行う。 一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第五条第十項に規定する施設入所支援に関すること。 二 法第五条第七項に規定する生活介護に関すること。 三 法第五条第八項に規定する短期入所に関すること（第八号に掲げる事業を除く。）。 四 法第五条第十四項に規定する就労移行支援に関すること。 五 法第五条第十五項に規定する就労継続支援に関すること。 六 法第五条第二十項に規定する基本相談支援及び同条第十九項に規定する計画相談支援に関すること。 七 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の二の二第六項に規定する障害児相談支援に関すること。 八 宿泊を伴わない緊急一時保護又は自立生活体験に関すること（以下「日中一時支援事業」という。）。	（事業） 第三条 知的障害者支援施設は、前条第一項に規定する設置目的を達成するため、次の事業を行う。 一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第五条第十項に規定する施設入所支援に関すること。 二 法第五条第七項に規定する生活介護に関すること。 三 法第五条第八項に規定する短期入所に関すること（第八号に掲げる事業を除く。）。 四 法第五条第十三項に規定する就労移行支援に関すること。 五 法第五条第十四項に規定する就労継続支援に関すること。 六 法第五条第十九項に規定する基本相談支援及び同条第十八項に規定する計画相談支援に関すること。 七 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の二の二第六項に規定する障害児相談支援に関すること。 八 宿泊を伴わない緊急一時保護又は自立生活体験に関すること（以下「日中一時支援事業」という。）。

新旧対照表

○ 中央区事務手数料条例等の一部を改正する条例（令和七年七月中央区条例第三十七号）（附則）

新	旧
附 則 この条例は、令和七年十月一日から施行する。	